

- 2 被告の平成30年10月31日付けの臨時株主総会における、①代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い、②代表取締役たる取締役として紫垣昭人を選任する決議が不存在であることを確認する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文1項、2項と同旨。

第2 事案の概要

本件は、被告の全株式（500株。以下『本件株式』という）を有する株主であると主張する原告大塚万吉（以下「原告」という）が、藤林久士（以下「藤林」という）が本件株式の株主であるとしてされた被告の平成30年2月26日付けの臨時株主総会（以下「本件株主総会1」という。）における主文1項記載の各決議及び被告の同年10月31日付けの臨時株主総会（以下「本件株主総会2」という。）における主文2項記載の決議が、いずれも不存在であることの確認を求めている事案である。

1 前提事実（後掲各証拠により容易に認められる事実である。）

- (1) 被告は、不動産の売買、賃貸、仲介、管理業等を目的とする株式会社であり、その発行株式総数は、500株である（甲3）。
- (2) 平成30年2月26日付けで、①本件株式の株主として藤林が出席して、本件株主総会1が開催され、②代表取締役たる取締役である原告を解任する旨の決議、③代表取締役たる取締役として藤林を選任する旨の決議及び④被告の本店を東京都港区新橋2丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議（以下、合わせて「本件決議」という。）が行われたとして、臨時株主総会議事録が作成され、その旨の登記がされた（甲3、5、6の1ないし6）。

2 争点

本件の争点は、本件株式の株主が原告（大塚万吉）であるか否かである。
（原告の主張）

原告は、平成30年2月15日、堀川嘉次（以下「堀川」という。）が